

4. 関連計画

江別市住宅マスタープラン策定（平成12年度）以降に策定された住宅に関する計画について、整理します。

（1）北海道住生活基本計画

平成18年度に北海道住生活基本計画が策定されています。北海道における住宅政策の基本となり、住まい手、住宅関連事業者、行政の住まいづくりのガイドラインとなるもので、計画期間は平成18年度から平成27年度です。

住宅政策の推進方針として、「暮らし」「住宅」「地域・環境」「産業」の4つの要素に対応する次の4点を定めています。

- ① 子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり
- ② 誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり
- ③ 豊かな自然環境を保全・活用する住まいづくり、まちのにぎわいを創出する住まいづくり
- ④ 北海道経済や地域の活性化を支える住宅関連産業の振興

また、住宅政策の推進について15項目の成果指標を設定し、計画の進捗や住宅施策の展開による目標の達成について評価するとともに、必要な見直しを行っていくこととしています。

(2) 江別市の上位計画及び関連計画

① 第5次江別市総合計画

平成15年度に「人が輝く共生のまち」を将来都市像とした第5次江別市総合計画を策定しています。この計画は、21世紀初頭のまちづくりの基本的方向を総合的に示す指針として定めたものであり、基本構想の期間を平成16年度から平成25年度までの10年間と設定しています。

住宅については、政策「安心を感じる保健・医療・福祉の充実」の施策「社会保障の充実」の中で位置づけられており、だれもが経済的に自立した生活を送れるとともに、相互扶助に基づいて安心して暮らすことのできるまちを目指しています。

市営住宅の整備は、上記施策の基本事業のひとつとして、住宅困窮者に対して低廉良質で、かつ高齢者や障がいのある方も安心して生活できる住宅を供給するため、計画的な整備や改善を進めていくこととしています。

② 江別市都市計画マスタープラン

平成16年度に江別市都市計画マスタープランが策定されています（平成19年度に一部改定）。この計画は、第5次総合計画の都市像、都市目標、都市像実現のための施策体系をもとに、都市づくりの目標を体系化し、長期的総合的な視点から、今後の江別市の都市計画の方針を定めるものです。計画期間は20年間としています。

土地利用の基本方針として、住宅地は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応し、魅力的で子育てのしやすい環境や高齢者にも安心して暮らせる環境などが整った安全、安心、快適で質の高い住宅地の形成を目指すこととしています。

③ 江別市景観形成基本計画

平成17年度に江別市景観形成基本計画が策定されています。この計画では、将来の江別の景観をどのようなものにするのか、それを実現させるための考え方や、市民、事業者、行政の適切な役割にふさわしい取り組みなどを明らかにし、景観の将来像の実現に向け、まちの景観を市民ぐるみで「まもる」「つくる」「みちびく」ための道しるべとなるものとして策定されています。

住宅地の景観の将来像は、暮らしていて心地よく、暮らし続けたいと感じる「愛着と安心感」のある景観として、「江別らしさ」「潤い」「彩り」「ゆったり感」のある景観がイメージされています。

④ 江別市地域福祉計画

平成16年度に江別市地域福祉計画が策定されています。この計画では、全ての市民が住みなれた地域で安心した暮らしができるよう、市民と行政などの協働による地域福祉社会の実現を目指す施策が定められています。

基本目標3（みんなで参加する支援のネットワークづくり）のなかで、1)自治会による地域福祉活動の促進、2)高齢者、障がい者などを含めた幅広い地域福祉活動への参加促進、基本目標4（みんなで育てる福祉の環境づくり）として、1)地域でのバリアフリー環境の確保、2)地域で安心して暮らせる環境整備を展開することとしています。

⑤ 江別市高齢者総合計画

平成20年度に江別市高齢者総合計画が策定されています。この計画は介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の円滑な実施に関する「江別市介護保険事業計画」と、高齢者施策を推進するため、江別市が実施する高齢者福祉サービスの供給体制に関する「高齢者保健福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画の基本理念は、「江別市に住むすべての高齢者が自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよう地域全体で認め合い・支えあうまちづくりを目指す」としています。

高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で生活し続けるためには、住宅対策が重要な課題のひとつであり、在宅福祉を維持する基盤となるものであるため、この計画では高齢者向け公営住宅の整備・供給の促進と住宅マスタープランとの整合性をあげています。

⑥ 障がい者支援・えべつ21プラン

平成20年度に「障がい者支援・えべつ21プラン」が策定されています。この計画は、障害者基本法に基づき、一生涯を通じて必要なサービスを体系的に提供できるシステムの構築を目指し、その基本的な方向を定めた「障がい者福祉計画」と、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス利用量等について数値目標を設定し、具体的な事業展開を定めた「障がい福祉計画」について、両計画間の連携、整合性を図る必要性から一体的な計画として策定したものです。

この計画では、基本理念を「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」とし、「基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進」の展開方向の中では、公営住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った住宅づくりなどに努めていくこととしています。

⑦ 江別市次世代育成支援行動計画

平成16年度に江別市次世代育成支援行動計画が策定されています。この計画では、次代を担う子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て環境をさらに充実させていくための施策が定められています。

基本目標5（子育て家庭が快適に暮らせる環境づくり）として、公民協働による住環境の整備（市営住宅の環境改善・開発指導による良好な住宅地の形成）をあげています。

⑧ 江別市中心市街地活性化基本計画

平成15年度に江別市中心市街地活性化基本計画が策定されています。この計画では、市民が楽しく健康で文化的な生活をし、個性を大切に、日々の暮らしが充実したものとなることを基本に、野幌駅を中心とする地区において、市街地の整備改善及び商業地の活性化の一体的推進に関する基本方針が定められています。

そこで、都心居住の促進として、1) 中心市街地の人口を高めるとともに、支持人口の拡大に向け、居住環境等の整備改善を図り、都心居住を誘導、2) 都心居住指向の高い単身者や高齢者などの民間マンションの立地誘導、3) 中心市街地の老朽化した市営住宅団地（新栄団地、野幌団地）の建て替えの際には、居住環境の高度化（中高層化、土地の高度利用、住環境整備）を図る、と定めています。

⑨ 都心地区整備基本計画

平成16年度に都心地区整備基本計画が定められています。この計画では、市民みんなが、ゆったりと楽しく買物、飲食、娯楽、交流、学習、スポーツなどの様々な楽しみができる「多様な文化」を備え、くつろぎながら「ついで楽しみ」が享受でき、歩きたくなるような、「特色ある都市空間」の形成を目指し、都心地区の整備方針が定められています。

野幌駅を取り囲む拠点街区のうち、南東街区については、複合（都心居住）拠点と位置づけ、都市型中高層住宅等の立地誘導を図ることとしています。

⑩ 江別市雪対策基本計画

平成18年度に江別市雪対策基本計画が策定されています。この計画は、快適な冬の生活を確保するためには、除排雪システムの充実や雪国での暮らし方の工夫などの克雪、冷熱エネルギー利用などの利雪、雪のイベント開催などの親雪が重要であり、市民・事業者・行政による市民協働を基本に、今後の雪対策に関する指針・道しるべとなるものとして定められています。

この中では、1) 冬期道路の安全性と円滑な交通の確保（除排雪水準の適正化と効率化の促進、歩行空間の確保）、2) 市民・事業者・行政の協働による冬期生活環境の向上（市民と行政の相互負担による自治会排雪の促進、高齢者・障がい者世帯などのうち低額所得者に対する福祉除雪の充実、雪に関する情報提供の推進、雪に強い建物の工夫）、3) 雪の有効利用の促進（冷熱エネルギーの利用促進、冬季イベント開催の促進、冬の健康づくりの促進）などが大きな柱として提案されています。